

SMBC NEWS



2018年1月16日

加工貿易における保証金台帳制度取消後の取扱明確化、 「実転」管理は税関事務担保事項へ

税関総署は2017年12月14日付で《加工貿易台帳保証金制度の全面的取消移行期間終了後の関連取扱事項に関する公告》（税関総署公告2017年第62号、以下「本公告」）を公布しました。本公告は2018年2月2日より施行されます。

◆ 本公告の概要

加工貿易銀行保証金台帳は、《加工貿易銀行保証金制度の取消関連事項に関する公告》（税関総署・商務部連合公告2017年第33号）※1に基づき、「実転」管理の場合、移行期間（2017年8月1日～2018年2月1日）は従来通り執行し、期間終了後の取扱については別途公布するとされてきました。

本公告により、移行期間終了後の2018年2月2日より、保証金台帳の「実転」管理においても、保証金台帳開設が不要となる代わりに、税関事務担保事項に基づき関連手続を行うこととなります。

2017年8月1日～		加工貿易の制限類商品（計451項目）		
		「実転」管理（計81項目）		その他（計370項目）
		東部地区※2	中西部地区※2	全国
一般区域	高級認証企業	台帳開設不要	台帳開設不要	台帳開設不要
	一般認証企業			
	一般信用企業	50%半実転※3	100%実転※4	→ 2/1までは現状通り 2/2以降は税関事務担保事項へ変更
	信用喪失企業			
税関特殊監督管理区域		台帳開設不要		

※1 加工貿易銀行保証金台帳制度の概要および取消については、SMBC NEWS【2017】23号ご参照。弊行ホームページに当NEWSバックナンバーを掲載しております。

(http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

※2 東部地区：北京市・天津市・上海市・遼寧省・河北省・山東省・江蘇省・浙江省・福建省・広東省
中西部地区：東部地区以外の地区

※3 50%半実転：保証金台帳を開設した上で、関税・増値税の税額相当の50%を預入
100%実転：保証金台帳を開設した上で、関税・増値税の税額相当を預入

※4 上記以外に「100%実転」が適用されるケースとしては、2014年の税関総署令第219号に基づく、レンタル工場/設備の利用、初回の加工貿易業務、遠隔地の加工貿易手続を行う場合などがあり

◆ (参考) 税関事務担保事項について

企業が加工貿易を行う際、税関に「担保」を提供する必要がある場合、《中華人民共和国税関加工貿易貨物監督管理弁法》（税関総署令第219号）に基づき、通常、「保証金」または「銀行・非銀行金融機関の保証状」による担保提供が可能です。

担保の形式・期限などは、以下の通り規定されています。

SMBC NEWS



税関事務担保事項

税関事務担保事項	
担保形式	<ul style="list-style-type: none"> ● 《中華人民共和国税関法（2017年改訂）》（主席令第81号）第68条 担保人は、以下の財産・権利により担保を提供することができる： <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人民元・自由両替が可能な通貨 ✓ 手形・銀行小切手・小切手・債券・預金証書 ✓ 銀行・非銀行金融機関の保証状（※） ✓ 税関が法に基づき認可するその他の財産・権利 ● 《中華人民共和国税関輸出入貨物徵税管理弁法（2014年改訂）》（税関総署令第218号）第78条 税金の担保は一般的に以下とする（別の規定がある場合を除く） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 保証金 ✓ 銀行・非銀行金融機関の保証状（※）
担保期限	<p>(※)【保証状により税関に担保を提供する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 《中華人民共和国税関事務担保条例》（中華人民共和国國務院令第581号）第13条 当事者が保証状により税関に担保を提供する場合、保証状は税関を受益者とし、かつ下記の事項を明記しなければならない： <ul style="list-style-type: none"> ✓ 担保人・被担保人の基本的状況 ✓ 担保提供される場合の法的義務 ✓ 担保の金額 ✓ 担保の期限 ✓ 担保の責任 ✓ 説明が必要なその他事項 担保人は、保証状に押印のうえ日時を明記しなければならない ● 《中華人民共和国税関輸出入貨物徵税管理弁法（2014年改訂）》（税関総署令第218号）第78条 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 銀行・非銀行金融機関の税金保証状について、その保証方式は連帯責任保証でなければならない ✓ 税金保証状に保証期間が明確に規定されている場合、保証期間は税関が批准した担保期限を下回らないものとする

注：上記規定の実際の取扱については、所在地の税関にご確認ください

また、企業がすでに税関へ提供している担保については、税関による加工貿易手冊の照合消込（核銷）完了後に解除されます。納税が必要となった際は、税関が批准した担保期限内に企業が納税義務を履行した場合、履行日より5営業日以内に税金担保の解除手続を行われます。

なお、本通知は、すでに保証金形式により担保を提供していた場合について、担保事項の解除後、企業は財務領収書に基づき主管税関にて保証金・利息の払戻手続を行うとしています。利息計算の金利は中国人民銀行が発表する普通預金基準金利が適用され、利息計算の開始日は保証金の税関指定口座への納付日、終了日は税関による保証金払戻通知書の発行日となります。

以上

SMBC NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北樓16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4樓-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599